

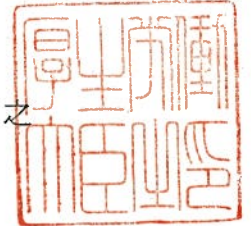
厚生労働省発基安0131第30号

令和 4 年 1 月 3 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、腐食性液体を圧送する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、腐食性液体の飛散、漏えい又は溢流による身体の腐食の危険を防止するため必要な保護具を着用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

2 事業者は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第三十六条第三十四号及び第三十六号に掲げる業務に係る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を行う作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならないものとする。ただし、当該発散源を湿潤な状態のものが著しく困難なときは、この限りでないものとする。

3 事業者は、安衛則第五百九十二条の五第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、安衛則第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシン類の濃度及び含

有率の測定の結果に応じて、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。ただし、ダイオキシン類を含む物の発散源を密閉する設備の設置等当該作業に係るダイオキシン類を含む物の発散を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでないものとする。

4 事業者は、安衛則第五百九十三条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

5 事業者は、安衛則第五百九十四条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

6 事業者は、強烈的な騒音を発する場所における業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、耳栓その他の保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるよ

うにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

7 事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは当該屋内作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該溶融炉等の放射するふく射熱からの防護措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないものとする。ただし、加熱された空気を直接屋外に排出するときは、この限りでないものとする。

二 騒音を発する場所の明示等

事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを、見やすい箇所に標識によって明示する等の措置を講ずるものとする。

三 注意事項等の掲示

1 事業者は、安衛則第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

(一) 当該業務を行う作業場である旨

- (二) ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
 - (三) ダイオキシン類の取扱い上の注意事項
 - (四) 当該業務を行う場合においては有効な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具
- 2 事業者は、一の6の請負人に耳栓その他の保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、遅滞なく当該保護具を使用する必要がある旨を、見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

四 立入禁止等

- 1 事業者は、安衛則第五百八十五条第一項各号に掲げる場所には、関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

- 2 事業者は、加熱された炉の修理に際しては、当該炉の修理に係る作業に従事する者が適当に冷却される前にその内部に入ることについて、当該炉を適当に冷却した後でなければその内部に入ってはな

らない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとする
と。

五 請負人等による立入禁止の遵守

四の1により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならないものとする。

第二 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）第十三条の二第一項の測定を行う場合において、同項第一号及び第二号の措置のほか、同号の有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるるときであつて、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させる措置を講じたときは、有機則第五条の規定にかかわらず、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

2 有機則第十三条の三第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての有機則第二

十八條第二項の測定の結果の評価が有機則第二十八條の二第一項の第一管理区分（以下この2及び3並びに四の1において「第一管理区分」という。）でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、有機則第十三條の三第五項第一号から第三号までの措置のほか、当該許可に係る作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。

3 有機則第十八條第一項の規定にかかわらず、過去一年六月間、同項の局所排気装置に係る作業場に係る有機則第二十八條第二項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第六十五條第五項の規定による測定並びに有機則第二十八條の二第一項の規定による当該測定の結果の評価が行われ、当該評価の結果、当該一年六月間、第一管理区分に区分されることが継続した場合であつて、有機則第十八條の三第一項の許可を受けるために、同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときは、有機則第十八條の二第一項第一号及び第二号の措置のほか、有機則第十八條第一項の局所排気装置に係る有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせる場合であつて、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させる措置を講じたとき

は、当該局所排気装置を有機則第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速未満の制御風速で稼働させることができるものとする。

4 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合は、有機則第二十六条第一号から第四号までの措置のほか、当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該請負人の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに身体を洗浄し、汚染を除去する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。

5 事業者は、有機則第二十八条の三第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

6 事業者は、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該者が有機溶剤により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

7 事業者は、有機則第三十二条第一項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

8 事業者は、有機則第三十三条第一項各号のいずれかに掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

二 立入禁止等

1 事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合において、有機則第二十七条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、作業を中止したときは、当該事故現場の有機溶剤等による汚染が除去されるまで、作業に従事する者が当該事故現場に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとする。ただし、安全な方法によって、人命救助又は危害防止に関する作業をさせるときは、この限りでないものとする。

2 事業者は、有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、しみ出し、又は発散するおそれのないふた又は栓をした堅固な容器を用いるとともに、その貯蔵場所に、有機則第三十五条第二号の設備のほか、当該屋内で作業に従事する者のうち、貯蔵に係る者以外の者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備を設けなければならないものとする。

三 設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、有機則第十八条第一項の局所排気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）、当該局所排気装置を有機則第十六条第一項の表の上欄に掲げる型式に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる制御風速以上の制御風速で稼働させること等について配慮しなければならないものとする。ただし、有機則第十六条第二項各号のいずれかに該当する場合においては、当該局所排気装置は、同項に規定する制御風速以上の制御風速で稼働させること等について配慮すれば足りるものとする。

2 事業者は、有機則第十八条第三項のプッシュプル型換気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務

の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）、当該プッシュプル型装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないものとする。

3 事業者は、有機則第十八条第四項の全体換気装置を設けた場合であつて、有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該有機溶剤業務に従事する間（労働者が当該有機溶剤業務に従事するときを除く。）、当該全体換気装置を有機則第十七条第一項の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる一分間当たりの換気量以上の換気量で稼働させること等について配慮しなければならないものとする。

4 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合は、有機則第二十六条第一号から第四号までの措置のほか、次の措置を講じなければならないものとする。

(一) 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、労働者が作業に従事する場合を除き、当該請負人の作業開始前、タンクのマンホールその他有機溶剤等が流入するおそれのない開口部を全て開放すること等について配慮すること。

- (二) 当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、労働者が作業に従事する場合を除き、有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、当該請負人の作業開始前に、有機則第二十六条第四号に規定する措置を講ずること等について配慮すること。

四 使用すべき保護具等の掲示

- 1 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、有機則第二十四条第一項第二号及び第三号のほか、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

- (一) 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (二) 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき呼吸

吸用保護具

- (1) 有機則第十三条の二第一項の規定による許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）
- (2) 有機則第十三条の三第一項の規定による許可に係る作業場であつて、有機則第二十八条第二項

の測定の結果の評価が第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

(3) 有機則第十八条の二第一項の規定による許可に係る作業場（同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。）

(4) 有機則第二十八条の二第一項の評価の結果、同項の第三管理区分に区分された場所

(5) 有機則第三十二条第一項各号に規定する作業を行う作業場

(6) 有機則第三十三条第一項各号に規定する作業を行う作業場

2 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならぬものとする。

五 事故の場合の退避

事業者は、タンク等の内部において有機溶剤業務に労働者を従事させる場合においては、有機則第二十七条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、有機溶剤による中毒の発生のおそれのあるとき

は、直ちに作業を中止し、作業に従事する者を当該事故現場から退避させなければならないものとする
こと。

第三 鉛中毒予防規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 鉛中毒予防規則（以下「鉛則」という。）第二十三条の三第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての鉛則第五十二条第一項の測定の結果の評価が鉛則第五十二条の二第一項の第一管理区分（以下この1及び六の4において「第一管理区分」という。）でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、鉛則第二十三条の三第五項第一号から第三号までの措置のほか、当該許可に係る作業場については、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとすること。

2 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、当該請負人の身体が鉛等又は焼結鉍等によって著しく汚染されたときは、速やかに汚染を除去する必要がある旨

を周知させなければならないものとする。

3 事業者は、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第四第八号に掲げる鉛業務のうち含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、鉛則第四十条各号の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないものとする。

4 事業者は、鉛化合物の焼成炉からのかき出しの鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、鉛則第四十一条各号の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないものとする。

5 事業者は、令別表第四第九号に掲げる鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、鉛則第四十二条各号の措置を講ずる必要がある旨及び作業終了後、速やかに洗身する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

6 事業者は、13から15まで及び17の請負人に対し、当該請負人が使用し、又は着用した呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣（二の2において「呼吸用保護具等」という。）をこれら以外の衣

服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

7 事業者は、鉛則第四十七条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要に応じ洗身する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

8 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後及び必要に応じ、硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、爪ブラシ、石けん及びうがい液（二の4において「硝酸水溶液等」という。）を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

9 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣等の鉛等又は焼結鉍等による汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

10 事業者は、鉛則第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

11 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、鉛業務に従事している期間又は鉛業務に従事しなくなつてから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺若し

くは知覚異常、蒼白、関節痛又は筋肉痛の症状があるときは、速やかに医師による診断を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

12 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、鉛中毒にかかっているとき又は鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めるときは、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事してはならない旨を周知させなければならないものとする。

13 事業者は、令別表第四第九号に掲げる鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

14 事業者は、13の業務以外の業務で、鉛則第五十八条第二項各号のいずれかに該当するものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

15 事業者は、13又は14の業務以外の業務で、鉛則第五十八条第三項各号のいずれかに該当するもの

一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。ただし、同項ただし書の場合においては、この限りでないものとする。

16 事業者は、13から15までの請負人及び三のただし書の労働者以外の者がホースマスクを使用するときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置く必要がある旨を周知させなければならないものとする。

17 事業者は、鉛則第五十九条第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣又は労働衛生保護衣類を着用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

二 設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、鉛則第三十二条第一項の局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けた場合において、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が鉛業務に従事する間（労働者が当該鉛業務に従事するときを除く。）、当該装置を同項の厚生労働大臣が定める

要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないものとする。

2 事業者は、一の13から15まで及び17の請負人に対し、鉛則第四十六条の設備を使用させる等適切に呼吸用保護具等の保管が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとする。

3 事業者は、鉛則第四十七条の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、一の7の請負人に対し同条の設備を使用させる等適切に洗身が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとする。

4 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、一の8の請負人に対し硝酸水溶液等を使用させる等適切に硝酸水溶液等の使用が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとする。

三 ホッパーの下方における作業の禁止

事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉍等をホッパーに入れる作業を行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉍等がこぼれるおそれのあるときであつて、当該場所において労働者以外の者が作業を行うおそれのあるときは、当該場所において労働者以外の者が作業することについて、

禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとする。ただし、当該場所において当該者が臨時の作業に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでないものとする。

四 喫煙等の禁止

事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

五 請負人等の休憩室の使用等に係る規定の遵守

1 鉛業務に従事した者は、鉛則第四十五条第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉱等を除去しなければならないものとする。

2 四の作業場所で作業に従事する者は、当該作業場所で喫煙し、又は飲食してはならないものとする。

六 鉛業務における注意事項等の掲示

事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

1 鉛業務を行う作業場である旨

2 鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

3 鉛等の取扱い上の注意事項

4 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

(一) 鉛則第二十三条の三第一項の規定による許可に係る作業場であつて、鉛則第五十二条第一項の測定の結果の評価が第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

(二) 鉛則第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所

(三) 令別表第四第九号に掲げる鉛作業を行う作業場

(四) 鉛則第五十八条第二項各号に規定する作業を行う作業場

(五) 鉛則第五十八条第三項各号に規定する作業を行う作業場（有効な局所排気装置、プッシュプル型排気装置、全体換気装置又は排気筒（鉛等若しくは焼結鉍等の溶融の業務を行う作業場所に設ける排気筒に限る。）を設け、稼働させている作業場を除く。）

(六) 鉛則第五十九条第一項の業務を行う作業場

第四 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならないものとする。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によって汚染されるおそれのないときは、(二)の事項については、この限りでないものとする。

- (一) 作業場所をそれ以外の作業場所その他関係者が立ち入る場所から隔離する必要があること。
- (二) 不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用する必要があること。
- (三) 有機ガス用防毒マスクを携帯する必要があること。

2 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対

し、次の事項を周知させなければならないものとする。

(一) 四アルキル鉛中毒予防規則（以下「四アルキル鉛則」という。）第四条第一項第三号及び第四号の措置を講ずる必要があること。

(二) 不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用する必要があること。

3 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対

し、次の措置を講じなければならないものとする。ただし、四アルキル鉛則第五条第一項第一号ただし書に規定するときは、(一)の措置について、当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、(二)の措置については、この限りでないものとする。

(一) 四アルキル鉛則第五条第一項第一号の措置を講ずる必要がある旨を周知させること。

(二) 四アルキル鉛則第五条第一項第一号の汚染を除去する作業に従事するときを除き、不浸透性の保

護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させること。

4 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、四アルキル鉛則第六条第一号から第五号までの措置を講ずる必要がある旨及び当該各号の措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行う必要がある旨を周知させなければならないものとする事。

5 事業者は、4の請負人に対し、次の事項を周知させなければならないものとする事。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によって汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、(二)の事項については、この限りでないものとする事。

(一) 令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに従事する間、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスクを使用する必要がある事。

(二) 四アルキル鉛則第六条第一項第二号から第五号までの措置に係る作業に従事するときは、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用する必要がある事。

6 四アルキル鉛則第六条の規定（同条第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。）については、令別表第五第四号に掲げる業務のうち加鉛ガソリン用のタンクに係るものに労働者を従事させる

場合のほか、当該業務の一部を請負人に請け負わせる場合について準用するものとする。

7 事業者は、令別表第五第五号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならないものとする。

- (一) 四アルキル鉛則第八条第一項第一号から第三号までの措置を講ずる必要があること。
- (二) 不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用する必要があること。

8 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならないものとする。

- (一) 四アルキル鉛則第九条第一項第一号の措置を講ずる必要があること。
- (二) 四アルキル鉛則第九条第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事するときは、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴の使用並びに有機ガス用防毒マスクを携帯する必要があること。

- (三) 四アルキル鉛則第九条第一項第一号の措置に係る作業以外の作業に従事するときは、不浸透性の保護手袋を使用する必要があること。

9 事業者は、令別表第五第七号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、不浸透性の保護前掛け及び保護手袋を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

10 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。

(一) 四アルキル鉛則第十一条第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する場合は、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用すること。

(二) 四アルキル鉛則第十一条第二号の換気の作業以外の作業に従事する場合は、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク又は有機ガス用防毒マスク）を使用すること。

11 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるとき（10の場合を除

く。）は、当該請負人に対し、作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えるとともに、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

12 事業者は、加鉛ガソリンを洗浄用その他内燃機関の燃料用以外の用途に使用する業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、不浸透性の保護手袋を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。

13 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、加鉛ガソリンを用いて手足等を洗ってはならない旨を周知させなければならないものとする。

14 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、身体又は衣類が四アルキル鉛によって汚染されたときは、直ちに過マンガン酸カリウム溶液により、又は洗浄用灯油及び石けん等により汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

15 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、その日の作業を開始する前に、保護具について四アルキル鉛則第十六条第一項各号の措置を講ずる必要がある。

る旨を周知させなければならないものとする。

16 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後、速やかに、使用した保護具、作業衣、器具等を点検し、四アルキル鉛等により汚染されているものについては、焼却その他の方法により廃棄し、又は当該汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

17 事業者は、令別表第五第一号、第二号又は第七号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者（労働者を除く。）ごとに二つの更衣用ロッカーを当該業務を行う作業場所から隔離された場所に設け、そのうち一つを金属製で保護具及び作業衣を格納するためのものとする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

18 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後、速やかに洗身をする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

19 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次のいずれかに掲げる場合に該当するときは、遅滞なく医師の診断を受ける必要がある旨を周知させなければ

ばならないものとする。

(一) 身体が四アルキル鉛等により汚染されたとき（加鉛ガソリンにより汚染された場合であつて、四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときを除く。）

(二) 四アルキル鉛等を飲みこんだとき

(三) 四アルキル鉛の蒸気を吸入し、又は加鉛ガソリンの蒸気を多量に吸入したとき

(四) 四アルキル鉛等業務に従事した場合であつて、四アルキル鉛則第二十二條第一項第四号に掲げる症状が認められるとき

20 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、19の診断の結果、異常が認められなかつたときも、その後二週間医師による観察を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

21 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、四アルキル鉛中毒にかかっている場合又は医師の診断の結果、四アルキル鉛等業務に従事することが健康の保持のために適当でないとき医師が認めた場合は、四アルキル鉛等業務に従事してはならない旨を周知

させなければならないものとする。

二 設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、一の4の請負人が令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに従事するとき（労働者が当該業務に従事する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならないものとする。

(一) 作業開始前に換気装置によりタンクの内部を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気続けること等について配慮すること。

(二) タンクの内部を見やすい箇所に、作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮すること。

2 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち加鉛ガソリン用のタンクに係るものの一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人が作業を開始する前（労働者が作業に従事する場合を除く。）に、換気装置によりタンクの内部の空気中におけるガソリンの濃度が〇・一ミリグラム毎リットル以下になるまで換気し、かつ、作業中も当該装置により換気続けること等について配慮しなければならない。

らないものとする。

3 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならないものとする。

(一) 労働者が作業に従事する場合を除き、作業のはじめに換気装置により作業場所を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮すること。

(二) 労働者が作業に従事する場合を除き、作業場所を見やすい箇所に、作業の状況を監視し、異常があつたときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮すること。

4 事業者は、加鉛ガソリンを洗浄用その他内燃機関の燃料用以外の用途に使用する業務の一部を請負人に請け負わせる場合であつて、四アルキル鉛則第十二条第一項第一号の規定により局所排気装置を設けたときは、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、当該装置を稼働させること等について配慮する措置を講じなければならないものとする。

5 事業者は、一の17の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、一の17のロッ

カーを使用させる等、一の17の保護具及び作業衣が適切に格納されるよう必要な配慮をしなければならないものとする。

三 注意事項等の掲示

事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい場所に掲示しなければならないものとする。

- 1 四アルキル鉛等業務を行う作業場である旨
- 2 四アルキル鉛等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 3 四アルキル鉛等の取扱い上の注意事項
- 4 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場においては有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨
- 5 令別表第五第一号及び第二号の業務、第三号の業務（四アルキル鉛則第五条第一項第二号ただし書の場合を除く。）、第四号の業務（四アルキル鉛用及び加鉛ガソリン用のタンクに係るもの）に限り、かつ、四アルキル鉛則第六条第一項第十号ただし書の場合（四アルキル鉛則第七条第一項の規定によ

り準用する場合を含む。)を除く。)並びに第五号から第八号までの業務(同号の業務にあつては、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところで行う場合に限る。)並びに四アルキル鉛則第十二条に規定する業務を行う作業場においては、有効な保護具を着用しなければならぬ旨及び使用すべき保護具

四 立入禁止等

1 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、作業場所をそれ以外の作業場所その他関係者が立ち入る場所から隔離する措置を講じなければならないものとする。

2 事業者は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所又は四アルキル鉛を入れたタンク、ドラム缶等がある場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

3 事業者は、四アルキル鉛則第二十条第一項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に関係労働者以外

の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

五 事故の場合の退避等

1 事業者は、四アルキル鉛則第二十条第一項各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、作業に従事する者を作業場所等から退避させなければならないものとする。

2 事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が異常な症状を訴え、又は当該請負人について異常な症状を発見した場合において当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかっているおそれのあるときは、直ちに当該請負人を当該作業場所から退避させなければならないものとする。

第五 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、その製造する特定第二類物質等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させなければならないものとする。ただし、粉状の特定第二類物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでないものとする。

2 事業者は、その製造する特定第二類物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第四条第一項の規定によること及び隔離室での遠隔操作によることが著しく困難であるときは、当該請負人に対し、当該作業を当該特定第二類物質等が作業中の当該請負人の身体に直接接触しない方法により行う必要がある旨を周知させなければならないものとする。

3 事業者は、特化則第四条第三項及び第五条第一項の規定にかかわらず、特化則第六条の三第一項の発散防止抑制措置に係る許可を受けるために同項に規定する第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定を行う場合において、特化則第六条の二第一項第一号及び第二号の措置のほか、当該発散防止抑制措置に係る第二類物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当

該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じた上で、第二类物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができるものとする。

4 特化則第六条の三第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての特化則第三十条第一項の測定の結果の評価が特化則第三十六条の二第一項の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できないおそれがあるときは、直ちに、特化則第六条の三第五項第一号から第三号までの措置のほか、当該許可に係る作業場において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。

5 事業者は、特化則第二十二條第一項の作業を行うときは、同項第二号から第十号までの措置のほか、次の措置を講じなければならないものとする。

- (一) 作業の方法及び順序を決定し、あらかじめ、これを作業に従事する者に周知させること。
- (二) 作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、不浸透性の保護衣、保護手袋、

保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

6 事業者は、特化則第二十二條の二第一項の作業を行う場合において、同項の設備の溶断、研磨等により特定化学物質を発生させるおそれのあるときは、同項第一号から第六号の措置のほか、作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具等必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。

7 事業者は、特化則第三十六條の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

8 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、身体が第一類物質又は第二類物質により汚染されたときは、速やかに身体を洗浄し、汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

9 事業者は、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、特定化学物質が漏えいした場合におい

て、当該者が特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

10 事業者は、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該者が9の診察又は処置を受けた場合を除き、当該者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

11 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを製造し、若しくは取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

12 事業者は、特化則第四十四条第二項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

二 設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、その製造する特定第二類物質等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮をしなければならぬものとする。ただし、一の1のただし書の場合は、この限りでないものとする。

2 事業者は、特化則第八条第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事する場合を除く。）、同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならぬものとする。

三 送給原材料等の表示及び注意事項等の掲示

1 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならないものとする。

2 事業者は、特化則第三十八条の三の作業場には、同条第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

- (一) 特別管理物質により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (二) 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

 - (1) 特化則第六条の三の規定による許可に係る作業場
 - (2) 特化則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
 - (3) 特化則第三十八条の七第一項第二号の規定により、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての特化則第三十六条第一項又は労働安全衛生法第六十五条第五項の規定による測定の結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場
 - (4) 三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業場であつて、特化則第三十八条の十三第二項の規定により、三酸化ニアンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない作業場

- (5) 特化則第三十八条の二十第二項各号に規定する作業を行う作業場

(6) 特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業を行う作業場

(7) 特化則第三十八条の二十一第六項の規定により、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての同条第二項及び第四項の規定による測定の結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる作業場

四 立入禁止等

1 事業者は、第三類物質等が漏えいした場合において健康障害を受けるおそれのあるときは、作業に従事する者を作業場等から退避させなければならないものとする。

2 事業者は、1の場合には、第三類物質等による健康障害を受けるおそれのないことを確認するまでの間、作業場等に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場等が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

3 事業者は、特別有機溶剤等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、特化則第二十五条第五項第二号の設備のほか、当該屋内で作業に従事する者のうち、貯蔵に係る者以外の者がその貯蔵場所

に立ち入ることを防ぐ設備を設けなければならないものとする。

4 事業者は、第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

五 請負人等による遵守

1 特化則第三十七条第一項の作業に従事した者は、同項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならないものとする。

2 四の4の作業場で作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないものとする。

六 塩素化ビフェニル等の取扱い等に係る措置

1 事業者は、塩素化ビフェニル等を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、塩素化ビフェニル等を容器に入れ、又は容器から取り出すときは、当該塩素化ビ

フェニル等が漏れないよう、当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を用いて行う必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し当該容器の注入口又は排気口に直結できる構造の器具を使用させる等当該塩素化ビフェニル等が漏れないよう必要な配慮をしなければならぬものとする。

2 事業者は、特化則第三十八条の七第一項のインジウム化合物等（以下単に「インジウム化合物等」という。）を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第二号の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるとともに、当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等であつて、インジウム化合物等の粉じんが発散しないように容器等に梱包されていないものについては、付着したインジウム化合物等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならぬものとする。

3 事業者は、コークス炉上において又はコークス炉に接して行うコークス製造の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げる措置を講じなければならぬものとする。

(一) コークス炉に石炭等を送入する場合における送入口のふたの開閉を当該請負人が行うときは、当該請負人がコークス炉発散物により汚染されることを防止するため、隔離室での遠隔操作による必要がある旨を周知させるとともに、隔離室を使用させる等適切に遠隔操作による作業が行われるよう必要な配慮を行うこと。

(二) コークス炉上において、又はコークス炉に接して行うコークス製造の作業に関し、特化則第三十条の十二第一項第七号の事項について、同号の作業規程により作業を行う必要がある旨を周知させること。

4 事業者は、三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等であつて、三酸化ニアンチモン等の粉じんが発散しないように容器等に梱包されていないものについては、付着した三酸化ニアンチモン等を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないものとする。

5 事業者は、三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させる場合におい

て、当該労働者が従事する作業が特化則第三十八条の十三第二項第二号イ又はロに該当するものであり、かつ、同条第三項第一号及び第二号に掲げる措置のほか、次の措置を講じたときは、特化則第五条の規定にかかわらず、三酸化ニアンチモン等のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しないものとする。

(一) 三酸化ニアンチモン等を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させること。

(二) 特化則第三十八条の十三第二項第二号イ及びロに掲げる作業を行う場所に当該作業に従事する者以外の者（有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用している者を除く。）が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。

6 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、特化則第三十八条の十四第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号イ、第八号、第九号イ及びロ、第十号イから二

まで並びに第十一号イによるほか、次に定めるところによらなければならないものとする。

- (一) 投薬作業は、倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸しようとする場所の外から行うこと。ただし、倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業を行う場合において、投薬作業を行う労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させたとき及び投薬作業の一部を請負人に請け負わせる場合において当該請負人に対し送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させたときは、この限りでない。

- (二) 倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。ただし、燻蒸の効果を確認する場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させ、又は当該確認を行う者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該確認を行う者（労働者を除く。）を、当該燻蒸中の場所に立ち入らせることができる。

- (三) 倉庫燻蒸作業又はコンテナ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。
- (1) 投薬作業を開始する前に、目張りが固着していること及び倉庫又はコンテナの燻蒸しようとする場所から投薬作業以外の作業に従事する者が退避したことを確認すること。
- (2) 倉庫の一部を燻蒸するときは、当該倉庫内の燻蒸が行われていない場所に当該倉庫内で作業に従事する者のうち、燻蒸に係る者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。
- (3) 倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所に扉等を開放した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は一部を燻蒸中の倉庫内の燻蒸が行われていない場所に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、あらかじめ、当該倉庫若しくはコンテナの燻蒸した場所又は当該燻蒸が行われていない場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該燻蒸が行われていない場所に係る測定は、当該場所の外から行うこと。

- (四) サイロ燻蒸作業にあつては、燻蒸したサイロには、臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。
- (五) はしけ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。
- (1) 投薬作業を開始する前に、居室等に臭化メチル等が流入することを防止するための目張りが固着していることその他の必要な措置が講じられていること及び燻蒸する場所から作業に従事する者が退避したことを確認すること。
- (2) 燻蒸した場所若しくは当該燻蒸した場所に隣接する居室等に天幕を外した直後に作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の場所に隣接する居室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該場所又は居室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居室等に係る測定は、当該居室等の外から行うこと。

(六) 本船燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。

(1) 投薬作業を開始する前に、燻蒸しようとする船倉がビニルシート等で密閉されていることを確認し、及び当該船倉から投薬作業以外の作業に従事する者が退避したことを確認すること。

(2) 燻蒸した船倉若しくは当該燻蒸した船倉に隣接する居室等にビニルシート等を外した後初めて作業に従事する者を立ち入らせる場合又は燻蒸中の船倉に隣接する居室等に作業に従事する者を立ち入らせる場合には、当該船倉又は居室等における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を測定すること。この場合において、当該居室等に係る測定は、労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居室等の外から行うこと。

(七) 特化則第三十八条の十四第一項第七号ニ、第十号へ又は第十一号ハの規定による測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチ

ル又はホルムアルデヒドの濃度が、同項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、エチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度を当該値以下とすることが著しく困難であり、かつ、当該場所の排気を行う場合において、労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させ、又は作業に従事する者（労働者を除く。）が送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用していることを確認し、かつ、監視人を置いたときは、当該労働者及び当該作業に従事する者（労働者を除く。）を、当該場所に立ち入らせることができる。

7 事業者は、倉庫、コンテナ、船倉等の臭化メチル等を用いて燻蒸した場所若しくは当該場所に隣接する居室等又は燻蒸中の場所に隣接する居室等において燻蒸作業以外の作業に労働者に従事させようとするときは、特化則第三十八条の十四第二項第一号の測定をしなければならないほか、当該測定の結果、当該測定に係る場所における空気中のエチレンオキシド、酸化プロピレン、シアン化水

素、臭化メチル又はホルムアルデヒドの濃度が同条第一項第十二号の表の上欄に掲げる物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えるとときは、当該場所に作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとする。ただし、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことが明らかなきは、この限りでないものとする。

8 事業者は、ダイナマイトを製造する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特化則第三十八条の十五第一項各号に定めるところによる必要がある旨を周知させなければならないものとする。

9 事業者は、ベンゼン等を溶剤として取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を身体にベンゼン等が直接接触しない方法により行う必要がある旨を周知させ、かつ、当該作業を行う場所に、特化則第三十八条の十六第一項の装置を設けなければならないものとする。ただし、ベンゼン等を溶剤として取り扱う設備を密閉式の構造のものとするときは、この限りでないものとする。

10 特化則第三十八条の十七第一項第一号の規定により、事業者が、同項の一・三―ブタジエン等（以下単に「一・三―ブタジエン等」という。）のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることについては、一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等作業に従事する者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでないものとする。

11 事業者は、特化則第三十八条の十七第一項の作業に従事させるときは、一・三―ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、同項第二号イ及びハの事項のほか、次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

- (一) 一・三―ブタジエン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (二) 特化則第三十八条の十七第一項第一号の規定により一・三―ブタジエン等のガスの発散源を密閉

する設備、局所排気装置、プッシュアップ型換気装置又は全体換気装置を設けない場合は、当該作業場所においては呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

12 特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定により、事業者が、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュアップ型換気装置を設けることについては、硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュアップ型換気装置の設置が著しく困難な場合又は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させ、及び作業に従事する者（労働者を除く。）に対し呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる等健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでないものとする。

13 事業者は、特化則第三十八条の十八第一項の作業に労働者に従事させるときは、硫酸ジエチル等を触媒として取り扱う作業場所には、同項第二号イ及びハの事項のほか、次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

- (一) 硫酸ジエチル等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- (二) 特化則第三十八条の十八第一項第一号の規定により硫酸ジエチル等の蒸気の発散源を密閉する設

備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けない場合は、当該作業場所に
おいては呼吸用保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき呼吸用保護具

14 事業者は、特化則第三十八条の十九第一項の一・三―プロパンスルトン等（以下単に「一・三―プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、同項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号から第十七号まで並びに第十九号から第二十一号までに定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならないものとする。

(一) 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備に原材料その他の物を送給する者が当該送給を誤ることによる一・三―プロパンスルトン等の漏えいを防止するため、見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示すること。

(二) 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三―プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものに関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見や

すい箇所に表示すること。

(三) 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場には、特化則第三十八条の十九第一

項第十八号イ及びハのほか、次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

(1) 一・三―プロパンスルトン等により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

(2) 当該作業場においては有効な保護具を着用しなければならない旨及び使用すべき保護具

15 事業者は、一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特化則第三十八条の十九第一項第二号及び第十一号から第十七号までの措置を講ずる必要がある旨、第八号の規程により作業を行う必要がある旨並びに一・三―プロパンスルトン等による皮膚の汚染防止のため、保護眼鏡並びに不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

16 事業者は、特化則第三十八条の二十第二項各号のいずれかに該当する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

17 事業者は、特化則第三十八条の二十第二項第三号に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特化則第三十八条の二十第四項各号に定めるところによる必要がある旨を周知させなければならないものとする事。

18 事業者は、金属アーク溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする事。

19 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特化則第三十八条の二十一第六項に規定する測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする事。

第六 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

一 設備の設置等

1 事業者は、潜水業務従事者（潜水業務に従事する労働者（以下「潜水作業者」という。）及び潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）をいう。以下同

じ。）に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水業務従事者ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽（以下「予備空気槽」という。）を設けなければならないものとする。

2 1の送気を調節するための空気槽が高気圧作業安全衛生規則（以下「高圧則」という。）第八条第二項各号に定める予備空気槽の基準に適合するものであるとき、又は当該基準に適合する予備ポンペを潜水業務従事者に携行させるときは、1にかかわらず、予備空気槽を設けることを要しないものとする。

3 事業者は、潜水業務従事者に空気圧縮機により送気する場合には、送気する空気を清浄にするための装置のほか、潜水業務従事者が圧力調整器を使用するときは送気圧を計るための圧力計を、それ以外のときはその送気量を計るための流量計を設けなければならないものとする。

4 事業者は、気こう室において高圧室内業務従事者（高圧室内業務に従事する労働者（以下「高圧室内作業員」という。）及び高圧室内業務の一部を請け負わせた場合における高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）をいう。以下同じ。）に加圧を行うときは、毎分〇・〇八メガパスカル以下の

速度で行わなければならないものとする。

5 事業者は、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、気こう室において当該高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）に減圧を行うときは、高圧則第十八条第一項各号に定めるところによらなければならないものとする。

6 5について、潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）について準用するものとする。

7 事業者は、事故のために高圧室内業務従事者を退避させ、又は健康に異常を生じた高圧室内業務従事者を救出するときは、必要な限度において、高圧則第十八条に規定する減圧の速度を速め、又は同条に規定する減圧を停止する時間を短縮することができるものとする。

8 事業者は、7により減圧の速度を速め、又は減圧を停止する時間を短縮したときは、退避させ、又は救出した後、速やかに当該高圧室内業務従事者を再圧室又は気こう室に入れ、当該高圧室内業務に係る圧力に等しい圧力まで加圧しなければならぬものとする。

9 事業者は、気こう室において、高圧室内業務従事者に減圧を行うときは、次の措置を講じなければ

ならないものとする。

(一) 気こう室の床面の照度を二十ルクス以上とすること。

(二) 気こう室内の温度が十度以下である場合には、高圧室内業務従事者に毛布その他の適当な保温用具を使用させること。

(三) 減圧に要する時間が一時間を超える場合には、高圧室内業務従事者に椅子その他の休息用具を使用させること。

10 事業者は、空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水業務従事者に送気するときは、潜水業務従事者ごとに、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上としなければならないものとする。

11 10にかかわらず、事業者は、潜水業務従事者に圧力調整器を使用させる場合には、潜水業務従事者ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に〇・七メガパスカルを加えた値以上としなければならないものとする。

12 事業者は、潜水業務従事者に携行させたボンベ（非常用のものを除く。以下この12、15並びに二の3及び4において同じ。）からの給気を受けさせるときは、次の措置を講じなければならないものとする。

(一) 潜降直前に、潜水業務従事者に対し、当該潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせること。

(二) 潜水業務従事者に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。

13 事業者は、潜水業務従事者に圧力一メガパスカル以上の気体を充てんしたボンベからの給気を受けさせるときは、二段以上の減圧方式による圧力調整器を潜水業務従事者に使用させなければならないものとする。

14 事業者は、潜水業務を行うときは、潜水業務従事者が潜降し、及び浮上するためのさがり綱を備え、これを潜水業務従事者に使用させなければならないものとする。

15 事業者は、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はボンベ（潜水業務従事者に携行させたボンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、潜水業務従事者と

連絡するための者（二の3において「連絡員」という。）を、潜水業務従事者二人以下ごとに一人置き、次の事項を行わせなければならないものとする。

(一) 潜水業務従事者と連絡して、その者の潜降及び浮上を適正に行わせること。
(二) 潜水業務従事者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務に従事する者と連絡して、潜水業務従事者に必要な量の空気を送気させること。

(三) 送気設備の故障その他の事故により、危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、速やかに潜水業務従事者に連絡すること。

(四) ヘルメット式潜水器を用いて行う潜水業務にあつては、潜降直前に当該潜水業務従事者のヘルメットがかぶと台に結合されているかどうかを確認すること。

16 事業者は、高圧室内業務又は潜水業務を行うときは、高圧室内業務従事者又は潜水業務従事者について救急処置を行うため必要な再圧室を設置し、又は利用できるように措置を講じなければならないものとする。

二 請負人等に対する周知

1 事業者は、気こう室において高圧室内業務従事者に減圧を行うときは、あらかじめ、当該減圧に要する時間を当該高圧室内業務従事者に周知させなければならないものとする。

2 事業者は、高圧室内業務を行うときは、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、高圧室内業務に従事する者（労働者を除く。）に対し、潜函^{かん}、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行ってはならない旨を周知させなければならないものとする。ただし、作業の性質上やむをえない場合であつて圧力〇・一メガパスカル未満の気圧下の場所において溶接等の作業を行うとき、又は高圧則第二十五条の二第二項の厚生労働大臣が定める場所において溶接等の作業を行うときは、この限りでないものとする。

3 事業者は、高圧則第三十七条第一項の潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）が、空気圧縮機若しくは手押ポンプにより送気して行う潜水業務又はポンベ（当該者に携行させたポンベを除く。）からの給気を受けて行う潜水業務を行うときは、当該者に対し、信号索、水中時計、水深計及び鋭利な刃物（当該者と連絡員とが通話装置により通話することができるときにあつては、鋭利な刃物）を携行する必要がある旨を周知させなければならないものと

すること。

4 事業者は、携行させたボンベからの給気を受けて行う潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者（労働者を除く。）に対し、水中時計、水深計及び鋭利な刃物を携帯するほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

三 請負人等に対する掲示

事業者は、高圧則第二十一条第二項の通話装置が故障した場合においても連絡することができる方法を定めるとともに、当該方法を見やすい場所に掲示しておかなければならないものとする。

四 立入禁止

事業者は、作業室内において発破を行ったときは、高圧室内業務従事者が作業室内の空気が発破前の状態に復する前に入室することについて、作業室内の空気が発破前の状態に復するまで入室してはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとする。

五 設備の稼働等の配慮

1 事業者は、高圧室内業務の一部を請け負わせた場合、当該高圧室内業務に従事する者（労働者を除

く。)が高压室内業務に従事する間(高压室内作業者が高压室内業務に従事するときを除く。)、作業室及び気こう室における高压則第十五条各号に掲げる気体の分圧がそれぞれ当該各号に定める分圧の範囲に収まるように、作業室又は気こう室への送気、換気その他の必要な措置を講ずること等について配慮しなければならないものとする。

2 事業者は、高压室内業務の一部を請け負わせた場合、当該高压室内業務に従事する者(労働者を除く。)が高压室内業務に従事する間(高压室内作業者が高压室内業務に従事するときを除く。)、高压則第十六条の厚生労働大臣が定める方法により求めた酸素ばく露量が、同条の厚生労働大臣が定める値を超えないように、作業室又は気こう室への送気その他の必要な措置を講ずること等について配慮しなければならないものとする。

3 1及び2について、潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務に従事する者(労働者を除く。)について準用するものとする。

4 事業者は、高压室内業務の一部を請け負わせた場合、当該高压室内業務に従事する者(労働者を除く。)が高压室内業務に従事する間(高压室内作業者が高压室内業務に従事するときを除く。)、作

業室における有害ガスによる高圧室内作業者の危険及び健康障害を防止するため、換気、有害ガスの測定その他必要な措置を講ずること等について配慮しなければならないものとする。

六 事故の場合の退避等

1 事業者は、作業室及び気こう室において令第六条第一号の高圧室内作業の一部を請け負わせた場合における高圧室内作業に従事する者（労働者を除く。）が健康に異常を生じたときは、必要な措置を講じなければならないものとする。

2 事業者は、送気設備の故障、出水その他の事故により危険又は健康障害の生ずるおそれがあるときは、高圧室内業務従事者を潜函^{かん}、潜鐘、圧気シールド等の外部へ退避させなければならないものとする。

3 事業者は、2の場合には、送気設備の異常の有無、潜函^{かん}等の異常な沈下の有無及び傾斜の状態その他の事項について点検し、危険又は健康障害を生ずるおそれがないことを確認した後でなければ、特に指名した者以外の者を潜函^{かん}、潜鐘、圧気シールド等に入れてはならないものとする。

4 事業者は、作業室内を排気して潜函^{かん}を沈下させるときは、高圧室内業務従事者を潜函^{かん}の外部へ退避

させなければならないものとする。

5 事業者は、事故のために潜水業務従事者を浮上させるときは、必要な限度において、高圧則第二十七条において読み替えて準用する高圧則第十八条第一項第一号に規定する浮上の速度を速め、又は同項第二号に規定する浮上を停止する時間を短縮することができるものとする。

6 事業者は、5により浮上の速度を速め、又は浮上を停止する時間を短縮したときは、浮上後、速やかに5の潜水業務従事者を再圧室に入れ、5の潜水業務の最高の水深における圧力に等しい圧力まで加圧し、又は当該潜水業務の最高の水深まで再び潜水させなければならないものとする。

7 6により当該潜水業務従事者を再圧室に入れて加圧する場合の加圧の速度については、一の4を準用するものとする。

七 作業に従事する者の人員の点検

事業者は、令第六条第一号の高圧室内作業の一部を請け負わせた場合、当該高圧室内作業に従事する者（労働者を除く。）が作業室に入室し、又は作業室から退室するときに、当該高圧室内作業に従事する者（労働者を除く。）の人数を点検しなければならないものとする。

第七 電離放射線障害防止規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）第三条第一項各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける実効線量が電離則第四条第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び当該業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び3の女性を除く。）の受ける実効線量については、同項の規定にかかわらず、同条第二項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

2 事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける等価線量が、電離則第五条に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

3 事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき電離則第六条

各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする事。

4 事業者は、電離則第七条第一項の緊急作業（以下単に「緊急作業」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、1及び2にかかわらず、1及び2の限度を超えて放射線を受けることができる旨を周知させなければならないものとする事。

5 4の場合において、事業者は、4の請負人に対し、4の緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、電離則第七条第二項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする事。

6 事業者は、電離則第七条の二第三項の特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、同条第一項の特例緊急被ばく限度を超えないようにする必要がある旨及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受ける

ことをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければならないものとする。

7 事業者は、管理区域内における放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下「放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務等に従事する者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を電離則第八条第二項から第五項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

8 事業者は、放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、電離則第八条第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

9 事業者は、電離則第十八条の十の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮へい物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用することにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

10 事業者は、電離則第三十条第一項の汚染の除去又は清掃に係る作業の一部を請負人に請け負わせる

ときは、当該請負人に対し、同項の検査により、同項の用具が電離則別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、使用してはならない旨を周知させなければならないものとする。

11 事業者は、電離則第三十八条第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、その空気の汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

12 事業者は、電離則第三十九条第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

13 事業者は、電離則第四十条の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、専用の作業衣を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

14 事業者は、11から13までの作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、11から13までにより当該作業に従事する者が使用する保護具又は作業衣が電離則別表第三に掲げ

る限度を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により同表第三に掲げる限度以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならぬものとする
こと。

15 処分事業者は、電離則第四十一条の三の事故由来廃棄物等（以下単に「事故由来廃棄物等」という。）を取り扱う作業の一部を請負人に請け負わせる場合であつて、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、当該請負人に対し、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を使用する必要がある旨を周知させなければならぬものとする。

16 事業者は、電離則第四十一条の十一第一項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者のほか、同項の作業の一部を請け負わせた場合における請負人に周知させなければならないものとする。

17 事業者は、電離則第四十一条の十二第一項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者のほか、同項の作業の一部を請け負わせた場合における請負人に周知させなければならないものとする。

18 事業者は、電離則第四十一条の十三第一項の規程を定めるときは、同項各号の事項について、関係労働者のほか、同項の作業の一部を請け負わせた場合における請負人に周知させなければならないものとする。

19 事業者は、放射線業務等の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、当該放射線業務等に従事する者が電離則第四十四条第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

20 事業者は、放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、電離則第四十五条第一項に規定する区域が生じた場合であつて、当該放射線業務等に従事する者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた同項の実効線量又は等価線量が明らかでないときは、三の四の区域内に必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空气中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により同項の実効線量又は等価線量を算出する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

21 事業者は、20の請負人に対し、20の線量当量率を放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、20にかかわらず、計算により算出することができる旨を周知させなければならないものとする。

22 事業者は、電離則第五十四条第一項の測定又は同条第二項の計算による結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る者に周知させなければならないものとする。

二 管理区域における注意事項等の掲示

事業者は、管理区域内の見やすい場所に、電離則第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならないものとする。

三 立入禁止等

1 事業者は、電離則第十五条第一項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するときは、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につき一ミリ

シーベルト以下の場所を除く。)に、作業に従事する者を立ち入らせてはならないものとする。

ただし、放射性物質を装備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが閉鎖されている場合において、線源容器から放射線源を取り出すための準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでないものとする。

2 事業者は、1により作業に従事する者が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならぬものとする。

3 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

4 事業者は、電離則第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故に

よって受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、作業に従事する者を退避させなければならないものとする。

5 事業者は、作業に従事する者を4の区域に立ち入らせてはならないものとする。ただし、緊急作業に従事する者については、この限りでないものとする。

四 事業者が講ずべき透過写真の撮影時の措置等

事業者は、電離則第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置（ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるものをいう。）を放射線装置室以外の場所で使用するとき（被ばくのおそれがないときを除く。）は、放射線を、作業に従事する者が立ち入らない方向に照射し、又は遮へいする措置を講じなければならないものとする。

五 請負人に対する保護具の使用に係る周知をさせた場合における適用除外

電離則第二十六条本文の規定により、事業者が板、幕等の設備を設けなければならないことについては、同条の設備を設けることが作業の性質上著しく困難な場合において、当該作業に従事する労働者に電離則第三十九条第一項に規定する保護具を使用させたときのほか、当該作業の一部を請負人に請け負

わせる場合にあつては、当該請負人に対し、当該保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、この限りでないものとする。

六 請負人等による退去時の汚染検査等に係る規定の遵守

1 管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この1から4までにおいて同じ。）において作業に従事する者（労働者を除く。）は、その区域から退去するときは、電離則第三十一条第一項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならないものとする。

2 管理区域において作業に従事する者（労働者を除く。）は、1の検査によりその身体又は装具が電離則別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、電離則第三十一条第一項の汚染検査場所において、その汚染が当該限度の十分の一以下になるように洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければ、その区域から退去してはならないものとする。

3 管理区域において作業に従事する者（労働者を除く。）は、管理区域から持ち出す物品については、持ち出しの際に、電離則第三十一条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しな

なければならないものとする。

4 管理区域において作業に従事する者（労働者を除く。）は、3で検査した物品が電離則別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、当該物品を持ち出してはならないものとする。ただし、電離則第三十二条第二項ただし書に規定するときは、この限りでないものとする。

5 三の3の作業場で作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないものとする。

七 準用

1 一の10から14まで、三の3及び六の1から5までは、処分業者に準用するものとする。

2 一の4、5、7、8、11、12、14及び19から21まで並びに三の1の本文及び3から5までは、放射

線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業の事業者（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（第十）において「除染則」という。）第二条第一項の事業者を除く。）及びその使用する労働者に準用す

るものとする。

第八 酸素欠乏症等防止規則の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、当該請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、当該請負人に対し、酸素欠乏症等防止規則（二の4において「酸欠則」という。）第六条第一項の要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

3 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、酸素欠乏症等にかかったときは、直ちに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

二 設備の稼働等に係る配慮

- 1 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気すること等について配慮しなければならないものとする。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでないものとする。
- 2 事業者は、1により換気するときは、純酸素を使用してはならないものとする。
- 3 事業者は、冷蔵庫、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該施設若しくは設備の出入口の扉若しくはふたが内部から容易に開くことができる構造のものである場合又は当該施設若しくは設備の内部に通報装置若しくは警報装置が設けられている場合を除き、当該請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、当該施設又は設備の出入口の扉又はふたが締まらないような措置を講ずること等について配

慮しなければならないものとする事。

4 事業者は、ボイラー、タンク、反応塔、船倉等の内部で令別表第六第十一号の気体を送給する配管があるところにおける作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、酸欠則第二十二條第一項各号の措置を講ずること等について配慮しなければならないものとする事。

5 事業者は、その内部の空気を吸引する配管（その内部の空気を換気するためのものを除く。）に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、当該施設又は設備の出入口のふた又は扉が締まらないような措置を講ずること等について配慮しなければならないものとする事。

三 請負人の人員の点検

事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、人員を点検しなければならないものとする事。

四 立入禁止等

事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。

五 請負人等による立入禁止の遵守

酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者は、四により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならないものとする。

六 酸素欠乏等のおそれが生じた場合の退避等

1 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、作業に従事する者をその場所から退避させなければならないものとする。

2 事業者は、酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に

労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならぬものとする。

3 事業者は、酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業を、酸素欠乏等の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）が行うときは、当該救出作業に従事する者に対し、空気呼吸器等の使用が必要である旨を周知させなければならないものとする。

七 溶接及びガス配管工事に係る措置

1 事業者は、タンク、ボイラー又は反応塔の内部その他通風が不十分な場所において、アルゴン、炭酸ガス又はヘリウムを使用して行う溶接の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次のいずれかの措置を講じなければならないものとする。

- (一) 請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空气中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。
- (二) 請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。

2 事業者は、地下室又は溝の内部その他通風が不十分な場所において、メタン、エタン、プロパン若しくはブタンを主成分とするガス又はこれらに空気を混入したガスを送給する配管を取り外し、又は取り付ける作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならないものとする
こと。

(一) 配管を取り外し、又は取り付ける箇所にこれらのガスが流入しないように当該ガスを確実に遮断すること。

(二) 請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮し、又は当該請負人に空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。

第九 粉じん障害防止規則の一部改正

一 請負人に対する保護具の使用に係る周知をさせた場合における適用除外等

1 粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）第四条、第六条の二から第六条の四までの規定は、粉じん則第七条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該特定粉じん作業

に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（粉じん則別表第三第一号の二又は第二号の二に掲げる作業を行う場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。以下この1において同じ。）を使用させたときのほか、当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、適用しないものとする
こと。

2 粉じん則第五条から第六条の四までの規定は、粉じん則第七条第二項各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（粉じん則別表第三第三号の二に掲げる作業を行う場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。以下この2において同じ。）を使用させたときのほか、当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、適用しないものとする
こと。

3 粉じん則第四条の規定は、粉じん則第八条各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させたときのほか、当該特定

粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、適用しないものとする。この場合において、事業者は、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならないものとする。

4 粉じんの飛散しない方法により粉じん則第二十四条第二項の清掃を行うことが困難な場合において、事業者が、当該清掃に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させたときのほか、当該清掃の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、その他の方法により清掃を行うことができるものとする。

二 請負人等に対する周知

1 粉じん則第九条に規定する場合において、事業者は、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させるほか、当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させ、かつ、屋

内作業場にあつては全体換気装置による換気を、坑内作業場にあつては換気装置による換気を実施しなければならぬものとする。

2 事業者は、粉じん則第二十六条の三第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならぬものとする。

3 事業者は、粉じん則別表第三に掲げる作業（粉じん則第二十七条第二項に規定する作業を除く。）の一部を請負人に請け負わせるとき（粉じん則第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）は、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならぬものとする。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでないものとする。

4 事業者は、粉じん則別表第三第一号の二、第二号の二又は第三号の二に掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるとき（粉じん則第七条第一項各号又は第二項各号に該当する場合を除く。）は、粉じ

ん則第二十七条第二項の厚生労働大臣の定めるところにより、同項の測定の結果に応じて、当該請負人に対し、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

三 設備の稼働等に係る配慮等

1 事業者は、粉じん則第十二条第一項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないものとする。

2 1については、粉じん則第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設けるプッシュプル型換気装置について準用するものとする。

3 事業者は、粉じん則第十五条の特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該特定粉じん作業に従事する間（労働者が当該特定粉じん作業に従事するときを除く。）、同条の衝撃式削岩機に有効に給水を行うこと等について配慮しなければならないものとする。

4 事業者は、粉じん則第十六条の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）、同条の設備により、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つこと等について配慮しなければならないものとする。

四 粉じん作業に従事した者による休憩設備の使用に係る規定の遵守

粉じん作業に従事した者は、粉じん則第二十三条第一項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならないものとする。

五 立入禁止等

事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行ったときは、作業に従事する者が発破による粉じんが適当に薄められる前に発破をした箇所付近に近寄ることについて、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に近寄ってはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならないものとする。

第十 石綿障害予防規則の一部改正及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正

一 請負人等に対する周知

1 事業者は、成形された材料であつて石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。2において「石綿含有成形品」という。）を建築物、工作物又は船舶から除去する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、切断等以外の方法により当該作業を実施しなければならない旨を周知させなければならないものとする。ただし、切断等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難なときは、この限りでないものとする。

2 事業者は、切断等以外の方法により石綿含有成形品を建築物、工作物又は船舶から除去する作業を実施することが技術上困難な場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）第六条の二第二項第一号及び第二号の措置のほか、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該措置を講ずる必要がある旨を周知させる措置を講じなければならないものとする。ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでないものとする。

3 2について、事業者が建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材

を電動工具を使用して除去する作業の一部を請負人に請け負わせる場合について準用するものとする
こと。

4 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置
された工作物（石綿則第十条第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付け
られた石綿含有保温剤等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じん
にばく露するおそれがある場合において、労働者以外の者が就業するときは、労働者以外の者に対
し、呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用が必要である旨を周知させなければならないものとな
ること。

5 事業者は、石綿則第十三条第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるとき
は、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない
ものとする。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、除じん性能
を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければ
ならない旨を周知させなければならないものとする。

6 事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次に掲げるものを使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

(一) 呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業の一部を請負人に請け負わせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）

(二) 作業衣又は保護衣

7 事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に使用した器具、工具、足場等であつて、廃棄のため、容器等に梱包されていないものについては、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないものとする。

8 事業者は、石綿則第三十七条第一項の評価の結果、第三管理区分に区分された場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具の使用が必要である旨を周知させなければならないものとする。

9 事業者は、労働者以外の者が4、6及び石綿則第四十八条第六号に規定する保護具等を使用したときは、当該者に対し、他の衣服等から隔離して保管する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

10 事業者は、9の保護具等を使用した者であつて、労働者以外のものに対し、当該保護具等であつて、廃棄のため、容器等に梱包されていないものについては、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない旨を周知させなければならないものとする。

二 事前調査結果等の揭示

1 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業を行う作業場には、石綿則第三条第六項各号に掲げる事項を、見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

2 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿則第三十四条第一号及び第三号の事項のほか、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならないものとする。

(一) 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

(二) 当該作業場においては呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用しなければならない旨並びに使用すべき呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣

三 設備の稼働等に係る配慮

1 事業者は、石綿等に係る作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、石綿則第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を石綿則第十七条第一項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならないものとする。

2 事業者は、一の9のときは、必要に応じ、一の9の保護具等を使用した者であつて、労働者以外のものに対し、使用した保護具等を他の衣服等から隔離して保管させる等適切に保管が行われるよう必要な配慮をしなければならないものとする。

四 立入禁止等

1 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製

造する作業場には、当該作業場において作業に従事する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする

2 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならないものとする

五 請負人等の立入禁止の遵守等

1 四の1の作業場において作業に従事する者以外の者は、当該作業場に立ち入ってはならないものとする

2 石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作

業に従事した者は、石綿則第二十八条第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した物を除去しなければならぬものとする。

3 四の2の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないものとする。

第十一 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部改正

一 請負人に対する周知

1 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける実効線量が除染則第三条第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び当該業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び2の女性を除く。）の受ける実効線量については、同項の規定にかかわらず、同条第二項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

2 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事

する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき除染則第四条各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

3 事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務に係る作業にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ行われるものを除く。4及び5において同じ。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者が当該業務により受ける外部被ばくによる線量を除染則第五条第四項から第六項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

4 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者が除染特別地域等内における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を除染則第五条第二項第一号及び第二号、第三項並びに第七項に定めるところにより行う必要がある旨を周知させなければならないものとする。

5 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染特別地域等

内における除染等作業を行う場所においては放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならぬものとする。

6 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、当該業務に従事する者が除染則第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

7 事業者は、除染等作業（特定汚染土壌等取扱作業を除く。）のうち除染則第五条第二項各号に規定するものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないものとする。

8 事業者は、除染則第十六条第一項の除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の厚生労働大臣が定める区分に従って、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を使用する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

9 事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、8により除染等作業に従事する者が使用する保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならないものとする。

10 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者の受ける実効線量が除染則第二十五条の二第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び当該業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び11の女性を除く。）が受ける実効線量については、同項の規定にかかわらず、同条第二項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

11 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき除染則第二十五条の三に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならないものとする。

12 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該業務に従事する者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を除染則第二十五条の四第二項及び第三項に定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

13 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所においては放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならないものとする。

14 事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、当該業務に従事する者が除染則第二十五条の七第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならないものとする。

二 事前調査等の明示

1 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、除染則第七条第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者のほか、当該作業の一部を請け負わせた場合における請負人に明示しなければならないものとする。

2 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、除染則第七条第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者のほか、当該作業の一部を請け負わせた場合における請負人に明示しなければならないものとする。

3 事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、除染則第二十五条の六第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者のほか、当該作業の一部を請け負わせた場合における当該請負人に明示しなければならないものとする。

三 喫煙等の禁止

事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で当該業務に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を、あらかじめ、当該者に明示しなければならないものとする。

四 請負人等の汚染検査の遵守等

1 除染則第十四条第一項の作業場において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から退去するときは、同項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならぬものとする。

2 除染則第十四条第一項の作業場において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、1の検査によりその身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、同項の汚染検査場所において、その汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるように洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければ、当該作業場から退去してはならないものとする。

3 除染則第十五条第一項の作業場において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、当該作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、除染則第十四条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならぬものとする。

4 除染等業務に従事する者（労働者を除く。）は、3の検査により、3の物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないもの

とすること。ただし、除染則第十五条第二項ただし書に規定するときは、この限りでないものとする
こと。

5 三の作業場において除染等業務に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならないものとする。

第十二 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第十三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和五年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。